

議案第 11 号

箱根町幼稚園使用料条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町幼稚園使用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に伴い、箱根町幼稚園使用料条例の使用料の内容を改めるとともに、規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町幼稚園使用料条例の一部を改正する条例

箱根町幼稚園使用料条例（昭和 33 年箱根町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箱根町立幼稚園保育料条例

第 1 条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「本町立幼稚園の使用料徴収」を「箱根町立幼稚園（次条第 1 項において「幼稚園」という。）の保育料の徴収」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(保育料)

第 2 条 幼稚園に在籍している者（次項において「在園者」という。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、次の各号に掲げる在園者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下この条及び附則第 2 項において「法」という。）第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども（法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。次号において同じ。）に該当する支給認定子ども（法第 20 条第 4 項後段に規定する支給認定子どもをいう。次号において同じ。） 法第 27 条第 3 項第 1 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額）

(2) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（特別利用教育（法第 28 条第 1 項第 3 号に規定する特別利用教育をいう。）を受けるものに限る。） 法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額）

第 3 条に見出しとして「(保育料の徴収方法)」を付し、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を削る。

第 4 条に見出しとして「(保育料の減免)」を付し、同条第 1 項中「低所得者のため保育料納付の」を「保育料を負担する」に改め、同条第 2 項を次のよう

に改める。

2 病気その他やむを得ない理由により欠席が全月にわたり行われた場合に限り保育料を免除する。

第 5 条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(保育料の不還付)

第 5 条 既に徴収した保育料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(保育料の額の特例)

2 第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる者に係る保育料の額は、同号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法附則第 9 条第 1 項第 1 号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額）

(2) 法第 28 条第 1 項第 1 号に規定する特定教育・保育を受ける者 法附則第 9 条第 1 項第 2 号イ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額）

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。